

令和2年12月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和2年12月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和2年12月25日（金）午後1時30分から午後4時09分

2 場 所 大会議室

3 出席農業委員 21人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	7番	小林 弘也
8番	河西 穂高	9番	丸山 茂実
11番	窪田 英明	12番	塩原 忠
13番	田中 悦郎	14番	柳澤 元吉
15番	長谷川直史	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	前田 隆之
19番	橋本 実嗣	21番	波多腰哲郎
23番	塩野崎道子	24番	二村 喜子
25番	上條信太郎		

4 欠席農業委員 4人

6番	金子 文彦	10番	岩垂 治
22番	三村 晴夫	26番	堀口 崇

5 出席推進委員 6人

推1番	大月 國晴	推2番	朝倉 啓雄
推5番	太田 辰男	推11番	上條 一利
推12番	堀内 俊男	推14番	丸山 寛実

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第150号～第154号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……（議案第155号、第156号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……（議案第157号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第158号～第163号）
- オ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件……………（議案第164号）
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
……………（議案第165号～第168号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件
- カ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件
- キ 令和2年度違反転用への対応について

(3) 協議事項

- ア 納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
- イ 令和2年度第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 報告事項

- ア 令和2年度第3回松本市における農業経営改善計画の審査結果について
- イ 令和2年度第3回青年等就農計画の審査結果について
- ウ 令和2年度全国農業新聞普及推進の取組結果について
- エ 令和3年1月農業委員会研修会について
- オ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	主 査	高橋千恵子
		〃	主 事	藤井 勇太
		〃	主 事	保科 黄
		〃	事 務 員	増澤 千尋
	農 政 課		主 任	羽入田未咲
	〃		主 任	川嶋 遥
	〃		主 事	宇治 樹
	西部農林課		主 査	辻 茂希
	松本農業農村支援センター		課長補佐	小川 章

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 14番 柳澤 元吉 委員
- 15番 長谷川直史 委員
- 〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議 長 それでは、議題に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第150号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程

をいたします。

別冊の総会資料をお手元にご準備ください。

それでは、議案に掲載されております新規就農者について、まず事務局から説明をしていただきます。

増澤事務員。

増澤事務員

農業委員会事務局の増澤でございます。

今月の新規就農者についてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

今月の新規就農者は1名です。

表紙裏面の資料をご覧ください。

〇〇さんとおっしゃる方で、住所地は安曇野市、農地所在地は梓川、1筆、953平米を借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定は野菜、ブルーベリーと伺っております。農業従事者は本人と配偶者の2名と伺っております。個人販売を予定されていて、販売量は野菜100キログラム、ブルーベリー50キログラムで、販売額は25万円を見込んでいらっしゃいます。農作業経験はないというふうに伺っております。通作距離は23キロ、車での移動を予定しております。今後は現状維持を予定しています。議案3ページ、58番に該当いたします。署名は二村農業委員と濱推進委員にいただいております。

今月の新規就農者の説明は以上となります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの新規就農者の説明に対しまして、地元の委員から補足説明をお願いいたします。

二村委員。

二村農業委員

この〇〇さんと私、初めてお行き会いして、いろいろお話ししました。ただ、この土地の持ち主のほうから、よく知っている方で、今までこの方がずっと前の人にお貸ししてあったんですけれども、その人が亡くなられちゃってから自分たちで一生懸命作ったんですが、商売をされていて、もう荒れさせてしまって、周りから苦情が来て困っていたということなんです。それで、去年は、この本人たちが作っているところを〇〇さんがちょっと知っている方で、一緒に手伝っていただいたら、すごくいいものができて、〇〇さんにこれからこの土地を守りながら作っていただければという話で、今回お話をお聞きしましたので、今、〇〇さんは経験がないというふうにお聞きしたんですが、私、直接〇〇さんからもお聞きしましたが、塩尻の実家では作られていて、そこで野菜を作っていたので、ちゃんと作れるし、それから去年はこの土地の持ち主よりもきちんと作ったので、持ち主さんがぜひ、もしできなかつたら、自分たちも協力するから、新規就農で〇〇さんをお願いしたいというふうにお聞きしていました。〇〇さん自身もしっかりやりたいというふうに言っていたので、これは農地の保全のために

も、新規就農で頑張っていただけばいいなというふうに私は思いました。
以上です。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田（農政課）

お世話になっております。農政課の羽入田です。
着座にて失礼いたします。
今回特記事項はありませんので、議案の説明に入らせていただきます。
別冊資料の1ページ目をご覧ください。
5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第150号になります。
合計のみ申し上げますので、16ページ目をご覧ください。
合計、一般、筆数167筆、貸付け85人、借入れ61人、面積27万4,041.82平米。
経営移譲、筆数25筆、貸付け7人、借入れ7人、面積2万8,482平米。
所有権の移転、筆数5筆、貸付け3人、借入れ2人、面積5,386平米。
第18条2項6号関係、筆数20筆、貸付け15人、借入れ2人、面積2万4,092平米。
農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数127筆、貸付け82人、借入れ1人、面積23万7,059平米。
農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数117筆、貸付け1人、借入れ46人、面積21万9,403平米。
合計、筆数461筆、貸付け193人、借入れ119人、面積78万8,463.82平米。
当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数221筆、面積39万5,926平米、集積率は80.24%です。
議案第150号は以上になります。

議 長

ただいまの説明に対しまして農業委員、また推進委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
以降、議案の採決におきましては、農業委員を対象に伺います。
議案第150号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたします。
続きまして、議案第151号 農用地利用集積計画決定の件についてを上程いたしますが、本件は委員の私に関係する案件になりますので、農業委員会法31条の規定によりまして、私は議事に参与できませんので、退席をさせていただきます。議事の進行は会長代理からお願いをいたします。

(小林農業委員 退席)

田中会長代理 それでは、本件につきまして、会長に代わりまして私が議事進行を務めてまいります。
まず、議案について、農政課から説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田（農政課） 続きまして、別冊資料の17ページをご覧ください。
議案第151号です。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2,700平米。
上記の利用権設定のうち認定農業者への集積は、集積率100%になります。
議案第151号は以上になります。

田中会長代理 ご苦労さまでした。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質疑、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

田中会長代理 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第151号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

田中会長代理 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している小林委員の入室を許可いたします。

(小林農業委員 入室)

田中会長代理 議事参与の制限に関わる議題が終了いたしましたので、議長を小林会長に交代いたしまして、議事の進行を引き続きお願いいたします。

議長 それでは、議案第152号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程をいたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条の規定により、柳澤委員さんには退室をお願いいたします。

(柳澤農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いします。
羽入田主任。

羽入田（農政課） 続きます、議案第152号です。
こちらにも合計のみ申し上げます。
合計、筆数5筆、貸付け1人、借入れ1人、面積7,065平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積は、集積率100%になります。
議案第152号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第152号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
退室をしております柳澤委員の入室を許可をいたします。

(柳澤農業委員 入室)

議長 続きます、議案153号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程をいたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条の規定によりまして、塩原委員さんには退室をお願いいたします。

(塩原農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田（農政課） 続きますして、別冊資料18ページ目をご覧ください。
議案第153号になります。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積9,164平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積は、集積率100%になります。
議案第153号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第153号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしております塩原委員の入室を許可をいたします。

(塩原農業委員 入室)

議長 続きますして、議案第154号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程をいたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条の規定により、丸山茂実委員には退室をお願いいたします。

(丸山（茂）農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田（農政課） 続きますして、議案第154号です。
こちら合計のみ申し上げます。
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,427平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積は、集積率100%になります。
議案第154号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、集約いたします。
議案第154号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員が賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしております丸山茂実委員の入室を許可いたします。

(丸山(茂)農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第155号及び156号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、2件についてを上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、総会資料1ページをご覧ください。
初めに訂正をお願いします。議案番号155号と156号の申請理由の欄が逆になっております。申し訳ありません。正しくは、155号のほうが所有農地と効率的に使用するため、156号のほうが所有農地と一体利用するためとなっております。
それでは、説明させていただきます。
議案第155号、笹賀〇〇〇〇-〇、現況、台帳地目ともに畑、154平米を〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ所有農地と効率的に使用するため、売買により所有権移転を行うものです。
議案第156号、波田〇〇〇〇、現況、畑、台帳地目、田、211平米を〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ所有農地と一体利用するため、贈与により所有権移転を行うものです。
以上2件になります。よろしく申し上げます。

議長 次に、地元委員の意見を議案第155から順次お願いをいたします。
初めに、155号、笹賀であります。今日は笹賀の委員さん欠席でございますので、主事、代読。

保科主事 岩垂農業委員から代読の書類頂いておりますので、事務局のほうで説明させていただきます。
該当地番について、現地は〇〇〇〇〇の南西で、〇〇〇地区の〇〇付近となります。周辺には住宅があり、面積も1.5アールであることから、今回の申請は妥当であるものと判断してきましたとのことです。
以上です。

有権移転しなきゃいけないのかどうかよく分かりませんが、渡人との絡みかと思いますが、ちょっとその辺のところをちょっと一工夫ないと、ただ議案書だけばっと見たときに、何でという話になってしまいますので、ちょっと検討を願いたいと思います。

以上です。

議長 川村補佐。

川村局長補佐 今のご指摘いただいたのは、重々そのとおりでございます。今、表の中に備考欄というものを設けてございますので、このスペース等を活用して、表示するなり、議事の事前の説明、事前というか、最初の説明の際にもうちょっと詳細に説明していくように努めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 河野委員、いいですかね。

河野農業委員 はい、結構です。

議長 ありがとうございます。
ほかにどうですか、この3条案件につきまして。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、農地法第3条の規定による案件、2件について、一括して集約をいたします。

議案第155号及び156号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。
続きまして、議案第157号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1件についてを上程をいたします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。
藤井主事。

藤井主事 農業委員会事務局の藤井です。
着座にて説明をさせていただきます。
議案書の2ページをお願いいたします。
議案第157号、波田〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、283平米を申請地のお隣にお住まいの〇〇さんが農業施設（住宅敷地増）として転用する計

画です。申請地には既に昭和40年に建てられた農業用倉庫と平成25年に建築をした農業用倉庫が2棟あります。建築当時、農地法の手続が必要とは認識しておらず、建ててしまったものになります。今回追認であることにつきましては、当時転用の許可申請がされていれば、転用基準を満たしており、またてんまつ書も添付されているため、やむを得ないものと考えます。農地区分は第1種農地ですが、周辺のほかの土地では計画が実行できなく、集落に接続しているため、許可相当と判断いたしました。

こちらの案件につきまして、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長 初めに、波田でありますので、地元委員の波多腰委員さん、意見をお願いをいたします。

波多腰農業委員 現地確認してまいりました。住宅の裏というのか、周りも畑ということで、あそこでなければいけないなと思って見てまいりました。

議 長 現地調査をしていただきました金子委員、それから河西委員さんでございますが、今日は金子委員さん欠席でありますので、河西委員さん、お願いします。

河西農業委員 写真を見ていただければ分かるかと思いますが、倉庫が現に2棟建っていて、原状回復も困難なので、やむを得ないと思います。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第157号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手を願ひいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたしました。

続きまして、議案第158号から163号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、6件についてを上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いをいたします。

藤井主事。

長谷川農業委員 写真見ていただければ分かりますが、何も問題ないと思います。よろしく
お願いします。

議 長 現地確認をしていただきました河西委員さん、お願いします。

河西農業委員 従業員さんの駐車場を造るということです。農業経営上必要なものだと認
められます。問題ないと思います。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い
をいたします。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第158号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様
の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続いて、159号であります、内田であります。丸山委員さん、お願い
します。

丸山（茂）農業委員 159番の議案の件ですが、現地は〇〇の〇〇から〇〇に通じる〇〇、
南北に走っている〇〇がこの写真の上のほうに走っています。その〇〇と
〇〇〇から〇〇〇に上がる東西に通じる〇〇との〇〇〇の脇にある土地で
す。〇〇に抜ける〇〇の拡幅工事で以前の農地の半分程度になったという
ことでありますけれども、現在は整地され、写真のように農地全体が確認
できる状態でしたが、以前は竹林になっていまして、農地の体をなしてな
い状態だったということです。水の取入口もなく、水田として耕作ができ
ない状態ですので、農地としての不向きな土地だということで判断してき
ました。

以上です。

議 長 現地確認をしていただきました河西委員さん、お願いします。

河西農業委員 現地が住宅が建つことによる周辺農地への悪影響等は特にないかと思いま
す。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い
をいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第159号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様
の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、160号であります。入山辺であります。百瀬委員さん、
お願いします。

百瀬農業委員 21日に朝倉さんと一緒に見てきました。場所は入山辺の〇〇〇に上がっ
ていく道のちょうど反対側なんですけれども、この写真を見てもらうと分
かりますけれども、もううちが建たっているんですけれども、調べたところ
が、この建たっているところが〇〇さんの土地だということが分かりま
して、もう壊すわけにいかないもんですから、やむを得ないと思いますの
で、お願いします。

議長 現地確認していただきました河西委員さん、お願いします。

河西農業委員 追認案件ですね。先ほどのご説明のとおり、やむを得ないかと思
います。

議長 ほかの委員の皆様で本件につきまして質問、意見ありましたら、発言をお
願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、集約いたします。
議案第160号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様
の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、161号、洞であります。竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員 それでは、161号についてご説明させていただきます。
写真を見ていただきますと、正面が〇〇〇〇〇〇がある〇〇〇〇〇〇が通
っておりまして、この左側のところのすぐ田んぼの横が〇〇の〇〇〇〇〇
ということで、〇〇に接しております。それで、この農地の田んぼ1枚挟
んだ右側ですが、これが借りようとしている〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の会

社になっております。12月16日に大月推進委員さんと現地を確認させていただきました。それと、〇〇さんともお話をしておりますけれども、周りの田んぼには耕作に支障ないように実施しますんで、よろしくという確約も取っております。やむを得ないと判断しました。

以上です。

議 長 現地確認していただきました河西委員さん、お願いします。

河西農業委員 資材置場ということで、周辺農地に対する悪影響等は特にはないと思います。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第161号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様
の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、162号であります。梓川でありますので、丸山推進委員
さん、お願いします。

丸山（寛）推進委員 丸山です。よろしく申し上げます。

土地の所在地ですが、〇〇方面から〇〇を渡って最初の信号、〇〇〇というところがありますが、そこを右折して3番目の水田です。この資料の写真を見てもらうと分かります。これ、対岸が〇〇写っていますが、かすかに〇〇が右のほうに写って、左のほうには〇〇〇の〇〇〇があります。転用の目的ですが、申請地は耕土が浅く、石が多いため、耕土を追加して農地性を高めたいと考えていたところ、砂利採取の話があり、復旧の際、耕土を追加してもらうことが目的です。工事期間は許可日から1年間ということですが、予定では2月から準備を始めて、本格的には3月から採取するようであります。それから、作業時間ですが、午前8時から午後5時までということ。近く、この写真で見ると、手前に道路がありますが、この手前に4軒ばかり民間の住宅がありますので、100メートル以内ということですので、日曜、祭日は作業は行わない。それと、搬出、搬入ですけれども、経路が決まっています、一方通行で交互交通なく、その他の車道は脇道は一切通行しないものとする。それから、周辺農地への配慮ですが、隣接農地の土地所有者から、これは当然だと思いますが、承諾書ももらい、耕作に支障を来さないようにする。ほこりが飛散する場合は、散

水車で散水する。作物の植付け、収穫の際は、協議し、採取作業を変更する。ダンプの走行が農作業者の支障にならないように徐行するというように細かくいろいろ決めてあります。

以上です。

議長 現地確認していただきました河西委員さん、お願いします。

河西農業委員 本件、田んぼの地下にある砂利を採取して、土を埋め戻すという案件だと聞いております。その分、当然土が下がりますんで、土をしっかりかけて、原状復帰ができるかどうかというのがポイントだと思います。確実にそういった作業がなされるのであれば、よろしいかと思えます。

ただ、事務局に聞いた話で、過去に工事実績のある会社だということは聞いております。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、集約いたします。

議案第162号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手ををお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、議案第162号は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、163号であります。波田です。波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 4ページの写真ですが、見てもらったとおりですが、右側が南で、ハウスがあるほうが北側となります。波田の農振にも話をしたんですが、見たとおり、南側のこの小屋で日影になるし、その向こうに建たれば、2階建てらしいので、このハウスのほうへ日影になるが、いいかやということで話をしたんですけども、当然ながら親子であるために、密は承諾を得たということで、仕方ないだろうということで私も見てまいりました。

以上です。

議長 河西委員さん、お願いします。

河西農業委員 写真左のやっぱりハウスですね。そこがちょっと日影になるんじゃないか

ということが気になりました。隣地が、そのハウスの持ち主さんが承諾しているということですので、何とも言えないところです。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第163号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、164号 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、1件
についてを上程をいたします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、保科が説明させていただきます。
それでは、総会資料5ページをご覧ください。
相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件について説明いたします。
議案第164号、高宮中にお住まいの〇〇〇〇さんが高宮中〇〇〇〇-〇、
658平米外1筆、合計1,798平米について適格者の承認を受けるも
のです。
以上になります。

議長 議案第164号について、地元委員の意見をお願いをいたします。青木委員さん、お願いします。

青木農業委員 場所的には〇〇〇の〇〇のところなのですが、西へ入って、住宅のちょうど中に2筆、少し離れているんですが、ありまして、この〇〇さんは現在、
自営で仕事をしておりますので、いつでも農業ができるという体制で、説明をいただきました。現場を見ましたら、2つ田んぼをスイカをやった後
で、秋作、耕作終わっております、きれいに管理されておりましたんで、
問題ないと思います。

1つだけ、〇〇〇-〇の登記のところ畑になっておりますが、真面目な
方で、こちらのほうは近々のうちに田んぼに変えたいということをおっし
やっていました。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、集約いたします。
議案第164号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、165号から168号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、4件についてを上程をいたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いします。
保科主事。

保科主事 それでは、6ページをお願いします。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。
議案第165号、筑摩2丁目にお住まいの〇〇〇さんが筑摩〇-〇〇〇〇、234平米外1筆、合計1,523平米について承認を受けるものです。
続きまして、議案第166号、蟻ヶ崎4丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが蟻ヶ崎〇-〇〇〇〇-〇外4筆、合計4,229平米について承認を受けるものです。
議案第167号、野溝東2丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが野溝西〇-〇〇〇〇-〇、1,392平米外4筆、合計8,600平米について承認を受けるものです。
議案第168号、梓川梓にお住まいの〇〇〇さんが梓川梓〇〇〇、平米が2,859平米外13筆の合計2万8,906平米について承認を受けるものです。また、梓川梓〇〇〇、2,859平米外3筆、合計1万506平米については、特定貸付を行っています。
以上になります。よろしくをお願いします。

議長 それでは、165号、筑摩であります。青木委員さん、お願いします。

青木農業委員 〇〇〇〇のすぐ近くなんですが、どちらかというと、〇〇〇のすぐ近くでございまして、自宅の裏にこの圃場がありますが、2筆になっていまして、実際には大きな畑1枚ございまして、きれいに松本一本ねぎや苗を作ったり、夏作でハウレンソウをやったりして、きれいに管理されておりましたので、問題ないと思います。よろしくお願いをいたします。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見等ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、集約をいたします。
議案第165号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様
の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、166号も蟻ヶ崎であります。青木委員さん、お願いします。

青木農業委員 ○○○○の○○○○○のところの西側に通りがありますが、そこから西へ
ちょっと入ったところにあります。前回も見させてもらって、非常に筆
数はありますが、これも1枚の大きな畑になっておりまして、夏作全部終
わって、今、中に全然は作物はありませんでしたが、きれいに耕作がされ
ておりましたので、問題ないし、これからも頑張ってやっていくというこ
とでございます。よろしく申し上げます。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見等ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第166号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様
の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、167号であります。野溝でございます。窪田委員さん、
お願いします。

窪田農業委員 所在地が3か所に分かれております。野溝西○○○-○の圃場は、○○○
○○○がありますけれども、その北側に○○○○○などが止める駐車場が
あるんですけれども、その駐車場のすぐ東側にあります。それから、小屋
北○○○-○、○○○-○は、○○の○○○○○○○○のすぐ南側にな
ります。それから、野溝東の○○○-○と○○○-○は、○○の○○○○
○○○○○北150メートルほどのところにあるそれぞれの圃場というこ

とになります。後耕起等が行われておりましたので、適当に管理されているということで、特に問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、集約をいたします。
議案第167号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様
の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、168号、梓川でございます。丸山推進委員さん、お願いし
ます。

丸山（寛）推進委員 よろしく願いいたします。

〇〇さんですが、全部で14筆所有しているわけですが、そのうち
左の上から4筆が下の欄の特定貸付というようなことになっておまして、
実際自分で今耕作しているのは10筆です。それで、右が畑ですが、一番
上の61平米を除いて、全てリンゴを栽培されています。それと、左の田
ですが、下から三筆ですが、これは住宅に隣接しているところでは
すけど、一部は果樹、それとあとブルーベリー、それとあと自家用野菜なん
ですかね、ということで、水稻は全然作ってなくて、果樹栽培農家のよ
うです。

それと、下の欄の特定貸付農地ですが、二筆が水稻、二筆がソバを栽培さ
れて刈り取った後でしたけれども、申請のとおり相違ありません。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い
をいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようです。
議案第168号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様
の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、農地に関わる事項から報告事項に入ります。
事務局から報告事項アからカまでについて一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決
により処理いたしました。

それでは、8ページから9ページ、農地法第18条第6項の規定による合
意解約通知の件、12件、続きまして10ページ、認定電気事業者の行う
中継施設等の設置に伴う届出の件、3件、11ページ、12ページ、農地
法第3条の3第1項の規定による届出の件、18件、13ページ、農地法
第4条の規定による届出の件、6件、14ページ、農地法第5条の規定に
よる届出の件、5件、15ページ、農地法第4条の規定による農業用施設
届出の件、1件。

以上になります。よろしく申し上げます。

議長 ただいまの報告につきまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発
言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局の
説明のとおりでございますので、ご承知おきをいただきたいと思います。
続きまして、報告事項キ、令和2年度違反転用への対応について事務局か
ら説明をお願いいたします。
藤井主事。

藤井主事 それでは、16ページをご覧ください。
令和2年度違反転用への対応ということで、今年度の違反転用への対応に
ついては、こちらに記載のとおり、これまでと同様に適切な是正対応を行
っていくものです。

また、該当地区の委員さんにおかれましては、開会前に各地区の担当のほ
うから該当農地の資料についてお渡しをさせていただいておりますので、
すみません、河野委員さん、まだご説明させていただいてないので、ちょ
っと後ほどご説明させていただきたいと思っております。このお渡しした資料の
中に、以前から違反転用とされている農地や今年度の農地パトロールの中
で新たに判明した違反転用と思われる農地が入っておりますので、ご確認
をしていただくものとなります。

実施方法につきましては、昨年度と同じく、農地利用最適化推進委員の皆
様とも連携をしていただき、該当農地の確認及び写真撮影、また可能な範
囲で違反転用地の所有者、実際に違反転用を行った行為者への聞き取りを

行っていただきたいと思います。

実施方法について、何か不明な点等ありましたら、事務局各担当までご連絡をいただきたいと思います。

なお、報告期限ですが、来年の総会日である1月29日となっております。以上、よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、事務局からの説明のとおり、ご承知をいただきたいと思います。

続きまして、協議事項に入ります。

事務局から協議事項ア、納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件について説明をお願いいたします。

保科主事。

保科主事 それでは、18ページ、19ページをご覧ください。

納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件です。

これは、税務署からの依頼により、納税猶予を受けている農地について、20年目の免除確定をするために、現況調査を行い、その結果を税務署へ報告するものです。

今回は8件、37筆、3万7,720.28平米の調査となりました。担当していただいた委員の皆様、本当にありがとうございました。

調査に基づく農地の利用状況は、表の右側、利用状況欄に記載のとおりとなっております。確認をして、全て農地として利用していることが確認できましたので、税務署にはそのように報告したいと考えております。よろしく願いします。

議長 ただいまの協議事項につきまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、事務局の説明のとおり、特例措置を受けている納税猶予農地37筆の利用状況について、松本税務署へ報告させていただきますので、ご承知をいただきたいとともに、この間農地の確認をしていただきました委員の皆様には大変感謝を申し上げまして、お疲れさまでございました。

続きまして、農政課から協議事項、令和2年度の第2回松本農業振興地域整備計画、いわゆる農地利用計画の変更について説明をお願いいたします。

す。

川口係長。

川口（農政課）

皆さん、お世話になります。農政課計画担当の川口と申します。いつもお世話になっております。

これからご説明いたしますので、着座にて失礼いたします。

まず、協議事項5－（3）－イ、令和2年度第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についてと記された資料、そして変更申出地位置図と記された資料の2種類をもってご説明いたします。お手元にありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、まず協議事項5－（3）－イ、令和2年度第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についてと記された資料をご覧くださいと思います。

ページめくっていただいて、目次のところを見ていただきたいと思うんですが、ちょっとすみません、訂正がございます。

目次のところの（4）整備計画変更一覧表と枠づけされたところで、上から5番目ですかね、その他の下のところの「（番号8の土地所在地、面積等詳細）」と記載があるんですが、すみません、ここ、「8」ではなくて「10」ということをお願いいたします。

それで、すみません、先に申し上げておきますが、次の1ページの令和2年度第2回松本農業振興地域整備計画の変更の（1）変更案の概要というところで、上の枠のところに「農振上の用途区分（現況）（㎡）」と記載がされておりまして、左から農地、採草放牧地、混木林地等記載があるんですが、その最後のその他のところの下の欄が数字が記載があるんですが、けれども、すみません、これ、左隣の農業用施設用地のところの数字でございますもんで、その他を消していただいて、左側の枠のところ、つまり農業用施設用地のところの数字を記載いただければと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、改めて令和2年度第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についてご説明いたします。

1ページ、（1）変更案概要についてご説明いたします。

今回は、重要案件が12件、内訳としては、農家住宅3件、農家分家5件、その他が3件、そして編入1件です。また、軽微変更案件が3件ございます。総計15件の案件の協議をよろしくお願いいたします。

続きまして、2ページをご覧ください。

（2）経過と、そして（3）今後の予定についてでございます。

（2）申出の経過は記載のとおりでございます。今までこのような経過を踏まえながら、今回の農業委員会の意見聴取のところまで運ばせていただきました。

そして、（3）今後の予定でございますが、こちらに記載したとおりでございます。

今後開催されるのが松本市農振協議会でございまして、そこで承認されま

すと、軽微変更案件につきましては、軽微変更完了公告、そして申出者等への通知がなされていきます。

また、重要案件につきましては、県の事前協議、そして最終的には県の同意を経て、除外の完了公告、そして申出者への通知を予定しております。

ちょっと駆け足になりましたが、以上でございます。

議長 　　ただいま説明がありましたが、質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようですので、次に進みます。
変更案の協議に入ります。
最初に、農家住宅について説明をお願いいたします。
川口係長。

川口（農政課） 　　それでは、まず同じ資料の3ページから8ページ、（4）整備計画変更一覧表をご覧ください。

これは、個別案件ごとに左側から番号が、また上段から下段にかけて案件ごとの内容が記されております。

なお、一番下の欄には、別冊、もう一つの資料でございますが、変更申出地位置図のページが記されておりますので、適宜ご参考にしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

なお、資料6ページのその他の番号10につきましては、筆数等が数多くありましたものですから、省略しておりますので、9ページ以降に詳細を記載させておりますので、その都度見ていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、案件ごとのご説明に入りたいと思います。

まず、農家住宅、最初は資料3ページ、番号1から3の計3件についてご説明いたします。

番号1、島内地区、農家後継者住宅でございます。申出者の〇〇〇〇は3人世帯で、妻の実家で同居しております。子供の成長を考えると、同居生活では何かと手狭なことから、住宅を建てることを考えていました。父、〇〇〇〇〇は、3,700平方メートル近くの自作農をしている農業経営者であり、本人が農業を継ぐ意思もあることから、今回、農家後継者住宅として申出することになりました。位置選定に当たり、申出者は所有する土地はなく、父も土地所有しておりません。祖父に農業経営を引き継ぐことを理解していただき、以前、農家経営者であった祖父の所有する土地で耕作やほかの農地に影響がない場所、また農業経営の後継者であることから実家の近くで、今後農業経営に適した場所を選定いたしましたそうです。農業後継者別棟住宅として、田、235平方メートル、1筆を農振除外し、転用したいとするものでございます。

続きまして、番号2、梓川地区、農家住宅敷地拡張でございます。申出者、農業経営者の〇〇〇〇は、1, 800平方メートル近くを自作しております。敷地には家族の車を駐車することにより、農業用機械を置くスペースがございません。現在は、田畑の土手の隙間に機械を置き、その上にシートをかぶせていますので、維持保管にはとてもよくありません。また、自宅裏側にリンゴ用収穫コンテナを保管しておりますが、搬出入する場合には、一旦車の出し入れをするしかなく、体調がややよくない、また高齢である申出者にとっては、非常に危険で困難な作業ということでございます。さらに、農業の手伝いをお願いする場合には、今の駐車スペースでは不自由ということでございます。農業経営の効率化を図るためにも、農業用資材置場や駐車場のスペースが最低限必要となってきました。所有する土地や他人所有の土地を当たってみました。スペースの問題や距離などの課題、農業経営効率の面からも、今回の申出地を選定することになりました。農家住宅敷地拡張として、田、965平方メートルのうち255平方メートルを分筆、農振除外、農地転用したいものでございます。

番号3、梓川地区、農家住宅敷地拡張でございます。申出者、農業経営者の〇〇〇〇は、4, 400平方メートル近くの自作農をしております。娘が自宅、ここは宅地だそうなのですが、居住することもあり、自宅のリフォームを計画していたところ、自宅北側隣地の農地、今回の申出地なんですけれども、自宅そのものがはみ出していることが判明いたしました。建物は昭和49年に亡き父が建てたものでございまして、経過は不明だということです。ただ、現状では違法であることは認識しており、今回、判明した現況を是正、そして適法な状態にして、農業経営のさらなる効率を見据えていくためにも、敷地拡張を希望しております。もちろん今後は法令遵守をしていくとのこと。今回、農家住宅敷地拡張として、田、704平方メートルのうち135平方メートルを分筆し、農振除外、転用したいとするものでございます。

農家住宅3件については、地区農振協議会で協議を既にされております。また、関係課である農業委員会事務局及び開発行為、建築確認を所管する建築指導課等との協議の結果でも、除外はやむを得ないと判断しております。

以上、農家住宅3件につきましてのご説明です。ご協議のほどよろしくお願いたします。

議 長

ただいま農家住宅3件についての説明がありました。

地元委員さんから何か補足説明がありましたら、お願いをします。いいですかね。

[質問、意見なし]

議 長

次に、全体の委員の皆様から質問がありましたら、お願いをいたします。
長谷川委員。

長谷川農業委員 大したことじゃないんですけれども、この土地所有者とか、名前を何か呼び捨てにされると、何かえらいかちんとくるような気もないではないんですので、ちょっと気をつけてもらいたい。

川口（農政課） 失礼いたしました。以後気をつけます。

議長 ほかはどうですかね。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。集約いたします。
農家住宅3件、625.00平米については、やむを得ない、こういう形で集約したいと思いますが、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、農家住宅3件についてはやむを得ないと集約をいたします。
次に、農家分家について説明をお願いいたします。
川口係長。

川口（農政課） 次は、資料の4ページから5ページ、番号で言うと4番から8番の計5件についてご説明をいたします。

それでは、まず番号4、島立地区、農家分家でございます。申出者、〇〇〇〇さんは、現在、母所有の住宅を借りて家族と住んでおります。その住居の土地は借地であり、その土地所有者から土地の返還を求められていることから、退去せざるを得ません。申出者所有の土地はなく、他人所有の土地も探しましたが、スペースや売買の折り合いがつかないこともあり、断念いたしました。父親に相談したところ、所有地でほかの農地に影響がない土地、今回の申出地なんですけど、また実家の近くでもあったことのため、そこであればと父も賛同してもらえました。実家の近くであれば、高齢の両親の介護が今後可能でございますし、また農作業の手助けも可能だということでございます。なお、申出者の兄、〇〇〇〇〇〇さんがこの農家後継者となる予定でございます。農家分家として、田、304平方メートルのうち1筆を農振除外、転用したいとするものでございます。

続きまして、番号5、笹賀地区、これも農家分家でございます。申出者、〇〇〇〇〇〇さんは、現在、市内のアパートを借り、夫婦で生活しております。農業経営者は父、〇〇〇〇さんであり、約1万平方メートルの自作農をしております。ただ、90を過ぎた高齢者であり、介護等の手助けも必要なことから、農業の手伝いや介護のサポートなど家族として力になれ

るように、近隣に家を建てたいとの決意に至ったそうです。申出者所有の土地はなく、農業経営者である父の所有の土地はあったものの、居住地には不適で選定はできませんでした。祖父の土地にはほかの農地に影響がない土地、いわゆる今回の申出地があり、祖父母、両親の実家の近くでもあったため、父や祖父は賛同していただけたそうです。なお、申出者の姉、〇〇〇〇さんが次代の農家経営者となる予定でございます。農家分家として、田、347平方メートル、1筆を農振除外、転用したいとしますものがございます。

続きまして、番号6、笹賀地区、こちらも農家分家でございます。申出者、〇〇〇〇さんは、市内のアパートを借り、妻と子3人で生活しております。子供の成長を考えると、現在のアパートでは手狭で、転居も考えておりました。当初、実家へ同居する計画もありましたが、実家には農業経営者の祖父、〇〇〇〇さんと妻、農業後継者の両親と申出者の弟など大家族での共同生活をしており、居住スペースは現実的に取れません。そのため、祖父の農業経営の手伝いや祖父母の介護のサポートなどが可能な近隣近くで住宅を建てることを決意いたしました。申出者の所有の土地はなく、祖父の土地にはほかの農地に影響がない土地、今回の申出地を選定いたしました。祖父母、両親の実家の近くであることもあり、父や祖父は賛同していただけたということでございます。なお、申出者の弟、〇〇〇〇〇〇さんが次代の農業後継者となる予定でございます。農家分家として、畑、1,574平方メートルのうち311.03平方メートルを分筆し、農振除外、転用したいとしますものがございます。

続きまして、番号7、笹賀地区、こちらも農家分家でございます。申出者、〇〇〇〇〇〇さんは、県外のアパートで夫と子、計3人で生活しておりましたが、子供を自然豊かな松本で成長させたいという強い希望があり、2月に転入、実家で同居生活をしております。両親と兄との共同生活をしているため、居住スペースは子供が成長するにつれて手狭になっているのが現実でございます。両親に子供の面倒を見てもらい、かつ申出者家族が両親の農家の手伝いを可能とする近隣付近に住宅を建てる決意をいたしましたそうです。申出者の父は〇〇〇〇さんであり、約3,000平方メートルの自作農を持つ農業経営者でございます。申出者は土地所有をしておらず、近隣のほかの土地も当たりましたが、最終的には譲渡には至りませんでした。父の土地でほかの農地に影響がない土地、今回の申出地でございますが、両親の実家の隣地でもあったため、父も賛同してくれております。なお、申出者の兄、〇〇〇〇〇〇さんが農業経営者となる予定でございます。農家分家として、畑、206平方メートル、1筆を農振除外、転用したいとしますものがございます。

続いて、番号8、笹賀地区、農家分家でございます。申出者、〇〇〇〇〇〇さんは、現在、市内のアパートを借り、夫と子、計3人で生活しております。子供が成長するにつれて今のアパートでは居住スペースが足りなくなってきたそうです。夫とも相談し、共働きのため、両親に子供の面倒を見ていただき、かつ申出者家族が申出者の両親の農業の手伝いを可能とする

についても、ほとんどが住宅や耕作に利用され、通路や出入口は狭小で、相互交通が困難なこともあり、選定地としては不適でした。唯一今回の申出地は近隣の出入りが容易であり、最低台数の10から15台のスペースが取れるため、申出したそうです。土地所有者につきましても、神社の趣旨に賛同しております。駐車場として、田、1筆、426平方メートルを農振除外、転用したいとするものでございます。

その他3件につきましては、地区農振協議会で協議されております。また、関係課である農業委員会事務局及び開発行為、建築確認を所管する建築指導課との協議の結果でも、除外はやむを得ないと判断しております。

以上、その他の案件、3件の説明を終わりにします。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

その他3件について説明がありました。

地元委員から何か補足説明がありましたら、お願いをいたします。

窪田委員。

窪田農業委員

すみません、10番目の〇〇〇〇の〇〇〇〇〇の関係なんですけれども、12月4日に芳川地区の農振協議会が行われまして、こことはいろいろと協議をさせていただいたんですけれども、委員の皆さんからは、特にその周辺農地等への影響ですとか、地域の農業振興への影響というのは意見は特にありませんで、皆さんに同意をいただいたところでございます。

先ほど川口係長より話がありましたとおり、〇〇〇〇はスポーツは特に今回、バレーボールですとかサッカーが全国大会、県大会に出場というようなこともありますし、教育につきましても、中学のほうを何か併設するようなことで、今、検討を進めているというようなことで、教育のほうも力を入れている状況だというふうに考えています。

地域の振興にもなるんで、ぜひ賛成をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長

ほかの委員の皆様で説明がありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

全体の委員の皆様で質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

集約いたします。

その他3件、4万1,830.23平米については、やむを得ないと集約したいと思いますが、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、その他3件については、やむを得ないと集約をいたします。
次に、編入について説明をお願いいたします。
川口係長。

川口（農政課） 次は編入1件でございます。
資料の7ページ、整理番号12番、編入1件についてご説明いたします。
番号11番、本郷地区、編入でございます。申出者の〇〇〇さんは、本申出地を隣地農地と一体活用により地域農業の振興を図るため、田、1,838平方メートルを農振農用地に編入したいとするものでございます。
編入1件は、地区農振協議会で協議されております。また、関係課との協議の結果では、編入に同意するとの判断もいただいております。ご協議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 地元委員さん、竹島委員さん、補足ありますか。

竹島農業委員 別に。

議長 全体の委員の皆様で質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
集約いたします。
編入1件、1,838.00平米については、同意すると、こういう形で集約したいと思いますが、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、編入1件につきましては、同意すると、こういう形で集約いたします。
次に、軽微変更について説明をお願いいたします。
川口係長。

川口（農政課） 次は、軽微変更3件でございます。
資料の8ページ、整理番号13から15番の軽微変更3件についてご説明いたします。
最初に、番号13、島内地区、農業用施設でございます。申出者である農業経営者の〇〇〇〇さんは、1万5,000平方メートル以上自作する農

業経営者でございます。化学肥料や化学合成農薬を利用した栽培に疑問を感じ、農業経営をしている友人、知人とともに、地域環境に優しい営農、とりわけ有機農業を推進する意向がありました。そのため、ぼかし製造施設建設を今回計画し、ぼかしを利用した農業経営を行っていくとのことです。なお、製造のためには、水質が極めて重要ということでもありますので、複数の土地を検討いたしましたが、なかなか自身が所有する農地も含めて、湧き水が出ず、また湧き水が出るほかの農地については、所有者との交渉が最終的にうまくいかなかったそうです。今回の選定する土地は、湧き水の出る環境に適しており、かつ所有者も申出の趣旨に賛同してくれた唯一の土地だそうです。農業用施設として、田、766平方メートルのうち255平方メートルを軽微変更したいとするものでございます。

次に、番号14、今井地区、農業用施設でございます。申出者である〇〇〇さんは、1万5,000平方メートル以上、父から借入れをしている農業者でございます。家族経営で規模拡大に伴い、新たに追加として大型トラクターやコンバイン等農業用機械を置くスペースが早急に必要となっているようです。現状の隣地の農業用敷地では余裕がなく、敷き詰めている状態のため、早々と必要となっているようです。父所有しているほかの農地について、複数を検討いたしましたが、耕作地近くで、かつ必要最小面積とする申出地が農業用駐車場や資材置場として、移動による負担軽減や、また経営効率化を生む唯一の農地と言えるようです。したがって、農業用施設用地として、2筆、計505平方メートル全てを軽微変更したいとするものでございます。

続きまして、番号15、梓川地区、農業用施設でございます。申出者の〇〇〇〇さんは、約4,000平方メートルを営農している農業経営者でございます。34年前から松本市で肉牛生産業を営んでおりますが、昨今の農業経営においては、利益減少が続いているため、今回、従来の肥育産業、いわゆる子牛を購入して成牛にし、出荷する手法から、自社農業一貫経営、子牛を生ませて肥育し、成牛として出荷という手法に変更し、利益率を高めて、経営効率をしていく意向ということでございます。ただ、現状の場所では一貫経営する面積には相当足りず、新たな生産効率を高めた面積拡大が不可避と考えておりました。継続的な安定供給をすることができるよう、適した場所を探しましたが、自己所有地では主にスペースが足りないとの理由です。また、他人所有の土地も当たりましたが、交渉がうまくいきませんでした。ただ唯一、今回の申出地におきましては、スペースがあり、自己所有のところと隣接しているため、経営効率の面からも適した選定地と考えました。譲渡人からも、牛舎敷地拡張の趣旨について同意をいただいております。農業用施設（牛舎）として利用する畑、2筆、計5,413平方メートルを軽微変更したいとするものでございます。

軽微変更3件につきましては、地区農振協議会で協議されております。地区農振協議会は、番号13番、そして14番については、特に問題ない旨の報告を受けております。番号15番の案件につきましては、申出地の位置などを理由により否決との報告を受けております。

なお、関係課である農業委員会事務局及び開発行為、建築確認を所管する建築指導課等の協議の結果では、軽微変更はやむを得ないと判断しています。

以上、軽微変更3件の説明を終わります。ご協議のほうよろしくお願いいたします。

議 長

ただいま軽微変更3件について説明がありました。

地元委員から何か補足説明がありましたら、お願いします。

二村委員。

二村農業委員

すみません、15番の〇〇さんの牛舎の件ですが、実は古沢委員さんが退任されまして、私、地区の梓川の農振の会長を今、させていただいています。この案件は、本当にこの周りが梓川の第一産業のリンゴ園の横にもある。それから、ここ、見ていただくと分かるんですが、今度新しくできるところには、1つも、〇〇〇〇なんですが、この道沿いにはそういうものがないということで、私、本当にいろいろの方にどういう経過でこの畜産団地がこの梓川のこの〇〇〇〇に来たのかということも、本当に一生懸命調べました。その結果、この〇〇〇〇さんは、前に牛を飼った方が倒産しちゃって、そこを買われた方でした。

この〇〇〇〇を〇〇〇〇に持ってくるということで、梓川では本当にいろいろな意見があったそうです。当時、やっぱりここから下のすごい団地があるんですが、その人たちは大反対で、本当にいろいろな意見があったそうですが、結果として、やっぱり農業振興ということで、梓川は農業を大事にしたほうがいいんじゃないかということで、条件が、大きな、この今造るといふこの大きな道沿いにはやめると。それから、今、1つ南の細い道があるんですけども、ここの両側には造っていただく。そして、この上もそうなんですけれども、大きな道沿いには、一切そういう畜舎、それから養鶏とかブロイラーとかの牛舎は建っていません。そういう条件の下に、ここは〇〇〇〇を造ってもらえばいいんじゃないかというふうに前の人たちは話して造ったそうです。ところが、この方は後から来たので分からないって、そういうことでした。

農振のかなりのところに、町会長さんも、梓川の、1人おりまして、その方は、本当にここの道は梓川の上の中山間地の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇〇〇というところが、ここがないと、もう下のほうには行けないそういう道で、その町会長さんが言われるには、例えば何か病気が起こってしまったときに、ここはいの一番にやっぱり通れない道になってしまうんだけど、そうなった場合、この住民は、本当に下に下れる道が、もう本当狭い道しか近くにはないので、もうそういったことは本当に町会としても困るので、この1つ南の、今までいっぱい〇〇〇〇でいいというところにぜひ考えてやっていただきたいという、そういう意見でした。

私自身もですが、やっぱり今年は来なかったんですが、ここの道は、本当に観光の方が本当にいっぱい通る一番のメインの道なので、そこにこれが

いいということになりますと、やっぱりこの後もきつとここに、いっぱい団地が造られてしまうと思うんですよね。だけれども、やはり一番の産業はやっぱり果樹なので、リンゴ部会のほうからも、ぜひ、造ってはいけないということではないですが、この本当メインの道以外でぜひやっていただきたいというのが梓川の農振の意見ですし、梓川地域としての意見なので、ぜひそのところは今日お願いしたいと思います。

以上です。

議長 　　ただいま二村委員さんから、この15号の案件についてのご意見があったわけではありますが、委員の皆様でこれに対しましてご意見ありましたら。
長谷川委員さん。

長谷川農業委員 　場所って、〇〇さんの団地の辺りの裏側。

議長 　　川村補佐。

川村局長補佐 　私のほうから説明させていただきます。
〇〇〇で、今、〇〇さんという話があったんですけども、〇の〇〇〇〇さんでよろしいですかね。
ちょうど〇〇さんのところが、多分この真後ろ辺りが、真後ろというか、真南ですかね。ここが〇〇さんのところか、もう一つ西の通りか。もう一つ西の通りか、どこかこの通りのところに〇〇〇〇があります。

議長 　　いいですかね、長谷川さん。
ほかに。河西委員。

河西農業委員 　本件、そもそも軽微変更ということで出されているんですけども、5反歩以上の農地、必要最小限、営農上どうしても必要なところで、最小限の農地を認めるという軽微変更の制度にちょっとこれ、なじまないんじゃないかなっていうふうに個人的には思うんですが、いかがでしょうか。

議長 　　川口係長。

川口（農政課） 　こちらのほうは、軽微変更というのは、先ほど一般除外とは別ですね。区域が分かれておりまして、農振農用地を農転、いわゆる簡単に言うと、青地から白地に変えるということではなくて、農業用施設としてご利用なさる。いわゆる青地のままで農業用施設として農業振興のために使っていたくということで、軽微変更とさせていただいています。

規模のほうについては、こちらの規模として、一般除外ということにはなりません。あくまでも軽微変更という形になります。

以上です。

議 長 ほかの委員の皆さん、どうですかね。
濱委員さん。

濱農業委員 一番は、地元の賛同が得られてないというところが一番じゃないかと思
います。

やり方はいろいろあるかと思うんですけども、この現状のあの道路脇駄
目ということであれば、この南側の通り辺りへ地主の換地をして、そっち
のほうへ建ててもらおうという、そういう大きな行政も手を出して何かそう
いう代替策を出していかないと、これ、通っちゃうと建てられちゃいます
ので、地元の皆さんの意を酌んでやらないと、こういう問題は後々石を投
げられたりありますので、何かうまい手だてがあって、代替の土地へ建て
るといような方向に持っていけたらと思います。

以上です。

議 長 今、濱委員さんからそういう意見を伺ったわけではありますが、取りあえず
13と14についてはちょっと分けて、15というふうに思うわけであり
ますが、13、14については集約をして、皆さんからご承認いただけれ
ばと思います。それで、また15をちょっと別にお願ひしたいと思いま
すが、どうですかね。そんなことでいいですかね。

じゃ、13、14については集約をしたいと思いますが、軽微変更を了承
していただけるということに賛成の皆さんの挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

それで、15については、先ほど二村さんからありましたが、農用地施設
(牛舎)5, 413平米については、地元の梓川地区農振協議会の意見も
参考に、農業委員会の皆様の意見、今、濱さんの意見等もありましたが、
了解をしかねるという形で集約をしたいと思いますが、こういうことでど
うですか。

二村委員。

二村農業委員 今お話があったように、やっぱり農振のほうでも、このままではいけない
ので、この1つ南側の道沿いでどこかいいところがあればというお話で、
先日も会議は開いてありますので、なるべくこっちの南側のところに、今、
申請、ここに建てたいというくらいの土地をやっぱりできるようにしなく
ちゃいけないんじゃないかというふうに農振の梓川のほうでもそれは話し
ています。

ただ、すぐというわけにはいかないと思うんですが、みんなでそれは、や
っぱりそういう代替をとすることはこの間話もしっかり出ておりますので、
よろしくをお願いします。

議 長

今、そういったことで、ここで農業委員会がここで賛成をしますと、そういった方向性が、今の軽微変更が通っちゃうと思うわけですね。だから、どうですかね。これに対して、もうちょっと皆さん意見いただいてもいいですかね。

はい。

前田農業委員

この牛舎を建てる方も、どこかほかのところへ建ててくれと言われても、またこれ、自分で探すときに、また大変だという、そういう問題もまた出てくると思うんですよね。だから、ここの梓川で、農家住宅とかそこら辺の、ここら辺の〇〇〇の地主の方でもいいですけども、何かそういう方と何か相談できる、そういうようにしてやってもらいたいというような、何か附帯決議というか、そういう意見をつけて、もう一回差し戻すというか、もう一回みんなで話し合ってもらえないかというようなところまとめる方向というのは駄目なんじゃないかな。

何か両方にとって、住民にとってもあれだし、それから牛舎を建てるという人にとってもいい何かそういう方法をこちらのほうへ何か提案していただけたらどうかと思います。

議 長

川口係長、どう、その意見。

川口（農政課）

すみません、貴重なご意見、ありがとうございます。

附帯決議を、それをつけての判断かというご意見だと思いますが、差し戻すということはなかなか、すみません、なかなか想像、私、してなかったので、何とも言えないんですが、今のこのご意見、もし賛成とするならば、今、会長がおっしゃったように、行ってしまいうんじゃないかということで、農業委員からのご意見の貴重なご意見なものですから、了承しかねるという話になっても、こういうことで承認をしかねるということで、逆にこういうことがクリアになればいいんじゃないかということになるかと思いますが、ちょっと差し戻しということはなかなか難しいかと思いますが、条件を、こういうことで承認しかねるということであれば、その次の段階、先ほどの予定、スケジュールでもそうなんですけれども、松本市の農振協議会で、そういうことをもってこういう意見が出ましたよということはお伝えできるものですから、ある程度方向性をつけて、ご意見つけていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長

ただいま川口係長の説明、どうですかね、皆さん。
長谷川委員。

長谷川農業委員

私も畜産やっていますんで、何かでかい牛舎とか建てるというと、大体反対は出るもんなんです。けれども、これ、せつかく、大体住人が住んでいないようなところなので、私とすれば、別にやっちゃいけないということを行うこと自体がおかしいんじゃないかという感覚ですけども。

以上です。

議長　ほかにどうですかね。
上條委員。

上條信太郎農業委員　二村さんの話の中で、地区で協議されたという中で一番大事な点は、団地ができるに当たっての起点、経過の中で、いろいろなことを総合的に考えた中で、この地区のところに集約をしていくと。将来的にもそういう方向でお願いしますという、地区がそういう要請を出して、今さっきの〇〇さんもそうですけれども、そういうところにみんな集まってきたという、極めて地区の人たちが畜産を大切に思うと同時に、ついてはそういう条件は守ってくださいという、そういう歴史的な経過があるということは、農業委員会としてもすごく大事なことだというふうに受け止めなきゃいけない。

それが1点と、鳥インフルエンザもそうですけれども、今回の千葉県で起きたのは、10日間以上でしょう。2週間ぐらいにわたって、1,000人ぐらい、24時間体制で全部封鎖されちゃうと。そういうような現実が出てくるわけで、そのことを地区の人たちが畜産に伴う問題として危惧をしているということが併せて今回の地区審で出たというふうに受け止める中では、より一層の今回の提出者と地区が話し合いを持って、時間がかかったとしても、地区の人たちの意向を重んじる方向でやはり努力をすべきだというふうに私は思います。

以上です。

議長　今、上條さん、それからまた意見があったわけでありましたが、この案件につきましても、梓川地区の農振協議会も、農業委員の皆様には了承しかねるという形で集約をお願いしたいと。どうですかね、この15番については、ちょっと集約をしたいと思いますが、これに承認をしかねるという形で集約をしてもよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長　いいですかね。ありがとうございます。
それでは、番号13及び14については、全員が賛成ですので、了承すると、こういう形で集約をいたします。
また、15については、全員が反対ということですので、了承しかねる、こういう形で集約をしたいと思いますが、よろしいですかね。

[異議なし]

議長　ありがとうございます。
最後に、松本市の農業振興に関わる計画（27号計画）について説明をお

願いいたします。

川口係長。

川口（農政課） それでは、27号計画についてご説明いたします。

資料のページとしては12ページから21ページになりますので、ご覧ください。

松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更についてご説明いたします。

農振除外には要件がございます、その中に土地改良事業の完了後8年経過していない農振農用地、いわゆる青地の土地は農振除外ができないという要件があります。ただし、施設の種類の、主に農業者が営む農業用という要件を満たすものにつきましては、27号計画自体を変更、修正し、長野県との調整等を経れば、例外的に除外が可能になる場合がございます。

土地改良事業の実施経過につきましては、ページの13ページをご覧ください。

資料の14ページから記しているとおり、先ほど協議していただきました案件番号のうち、案件番号2番と3番の2件につきましては、土地改良事業の完了後8年を経過していない農振農用地、いわゆる青地となりますので、該当になります。番号①、②と示させていただきました。

この番号①、②の変更申出面積、合計390平方メートルにつきましては、国営中信平第二期農業水利事業の受益地であり、完了後8年をまだ経過しておりません。ただし、番号①、②につきましては、地域の総合的な土地利用において問題がなく、また農業上の土地利用への支障が軽微であることと判断いたしますので、土地改良事業の完了後8年を経過していない土地ではありますが、今回、松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）について、変更したいとするものでございます。

以上説明となります。よろしく願いいたします。

議長 ただいま松本市の農業振興に関する計画（27号計画）の変更についての説明がありました。

全体の皆様から質問、意見ありましたら、願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

集約をいたします。

松本市の農業振興に関する計画（27号計画）の変更について、異議なしと集約したいと思います。了承いただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、松本市の農業振興に関する計画の変更につきましては、異議なしということで集約いたします。

それでは、今までの協議結果をまとめて事務局から報告していただきたいと思えます。

事務局長、お願いします。

山田局長

それでは、ただいまの協議結果の集約を報告いたします。

農家住宅3件、625.00平米については、やむを得ないと集約しました。

農家分家5件、1,424.03平米については、やむを得ないと集約しました。

その他3件、4万1,830.23平米についても、やむを得ないと集約しました。

編入1件、1,838.00平米については、同意すると集約しました。

軽微変更3件のうち、番号13及び14の760.00平米については、了承すると集約しました。番号15の5,413.00平米については、了承しかねると集約しました。

松本市の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更については、異議なしと集約しました。

以上です。

議 長

農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。

すみません、ちょっと押しておりますので、短くして、40分からということをお願いします。

（休 憩）

議 長

それでは、総会を再開いたします。

その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。

まず、報告事項ア、令和2年度第3回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてを議題といたします。

農政課の説明をお願いいたします。

羽入田主任。

羽入田（農政課）

お世話になっております。農政課の羽入田です。

着座にて失礼いたします。

資料の20ページをご覧ください。

令和2年度第3回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてご報告させていただきます。

制度の概要についてですが、認定基準は、経営改善計画に記載された目標

が松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に照らして適切であること等とされており、所得目標の数値は資料の表のとおりとなっています。

審査方法については、年4回審査を行い、松本市農業支援センター内の経営改善指導員へ意見聴取を行い、認定を行っております。

今回、松本市長が認定した農業経営改善計画認定者は、新規、個人3件、組織1件の計4件、再認定、個人8件、組織1件の計9件、変更、共同2件、全5件について、全件承認されたことをご報告いたします。

以上になります。

議長 　　ただいま農政課から説明がありましたら、これより質疑を行います。
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思います。
続きまして、報告事項イ、令和2年度第3回青年等就農計画の審査結果についてを議題といたします。
農政課の説明をお願いいたします。
川嶋主任。

川嶋（農政課） 　　お世話になっております。農政課の川嶋と申します。
着座にて説明させていただきます。
資料22ページをご覧ください。
令和2年度第3回青年等就農計画の審査結果についてです。
本年度第3回青年等就農計画の申請について、指導班書類審査の結果、適当と認められ、認定しましたので、報告するものです。
制度の概要については、資料のとおりとなっております。特に以前と変更ありませんので、またご確認ください。
資料の下のほうへ行きまして、3番、令和2年度第3回青年等就農計画認定者ですが、整理番号1、今井地区の〇〇〇〇さんです。ご実家は果樹農家ですが、親の農業経営とは別に、今年の春よりスイカと長芋で新たな部門経営を始めました。地区の農業委員さん、推進委員さんの皆様には、営農状況について、定期的にご配意いただきますようお願い申し上げます。
以上です。

議長 　　ありがとうございました。
ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

特にないようです。

本件については、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思います。

次に、報告事項ウ、令和2年度全国農業新聞の普及推進の取組結果についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

増澤事務員。

増澤事務員

農業委員会事務局、増澤でございます。

着座にて失礼いたします。

資料23ページをご覧ください。

令和2年度全国農業新聞普及推進の取組結果についてご報告させていただきます。

9月の定例総会で皆様にお願ひしました本年度の全国農業新聞普及推進の結果です。

9月の定例総会時点で、普及目標部数は86部でした。12月1日現在で、申込み受付部数が204部となりましたので、本年度の目標は達成されました。

なお、長野県全体としては、全国第2位という結果の報告が来ております。

9月の定例総会后、12月1日までに普及いただいた結果の内訳は、2の表にあるとおりとなります。

2の表は、10月の普及強調月間に普及いただいた結果となりますが、農業委員、推進委員の皆様におかれましては、10月に限らず、年間を通じて全国農業新聞の普及にご尽力をいただいております、誠にありがとうございます。

また、新規購読者以外にも、これまで普及いただいた方の購読の継続についても働きかけをいただいております、誠にありがとうございます。

今後とも、全国農業新聞の普及についてご協力いただきますようお願いいたします。

最後に、表彰規程を参考に記載させていただいておりますので、ご確認ください。

報告は以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。

発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知お

きをいただきたいと思います。

なお、この結果でも分かるように、大変事務局長が頑張ってくださいまして、こんなに183部もそれぞれ取っていただきました。本当にありがとうございました。おかげさまで長野県が全国2位、そしてまた松本が格段の1位というようなことございまして、本当にその他の皆様にも本当にご協力いただきましたこと、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

続いて、報告事項エでございますが、令和3年1月農業委員会研修会についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

川村補佐。

川村局長補佐

お手元の資料24ページになります。

研修会なんですけれども、2にもありますとおり、年が明けまして、1月29日の金曜日、午後1時半からおよそ1時間を予定しています。

会場はここになります。この日が定例総会の日ですので、この研修会終了後、議員協議会室のほうへ移動していただいて、定例総会という形となります。

出席対象者は、農業委員及び推進委員の皆様で、テーマ等あるんですけれども、(2)にもありますとおり、講師は長野県林業総合センターの戸田堅一郎様、山地防災の専門家になります。

その他にも記載してありますけれども、そもそも論、先般、市長に出した意見書の中の里山の整備と中山間地域の暮らしの安全についてということ意見を提出いたしましたので、これを受けての講演という形にさせていただきました。

1点注意点なんです、イのところにありますとおり、先ほども講師の先生、山地防災の専門家という中でも、あくまでも防災がテーマという観点から、松枯れはいいんですけれども、松枯れについての空中散布、これについては、今回のご講演の中の質問等では控えていただくようご理解のほどお願いしたいと思います。

余談ですが、ウにもありますとおり、この先生、デジタル化、本市も進めているところなんです、いろいろそういうことが得意な先生でして、いわゆるQRコードというもの、いわゆるスマホとかで読み取るものがございますので、通知文にも書きますけれども、そういったものを読み取っていけば、うちに帰ってもまた見られるようにというようなことがございますので、併せてお願いしたいと思います。

ただ、この研修会、1月29日と申し上げているところでした、農業委員さんと推進委員さんにとってなると、非常に多人数になると。総会ですと、主農業委員さんになるわけなんですけれども、その辺、コロナの状況を見据えつつ、やるという方向性の下で、状況に応じて、また考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、質疑を行います。
発言のある委員の皆様は挙手をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知を
いただきたいと思います。
最後に、報告事項オ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題と
いたします。
事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、資料、最後の25ページになりますが、お願いします。
まず、主要会務報告ということで、今月の振り返りになりますけれども、
ご覧のとおりでございます。
1点、ちょっと皆さんにご報告したいところは、昨日、12月24日、一
般社団法人松本農業開発センターの理事会がございました。会長が理事に
なっているわけですが、この理事会の協議の内容でございますが、
この組織、解散する方向性ということで理事会の中ではなりました。
この組織、市と2つのJAですね。もう合併してハイランドになったんで
すが、JAハイランドと松本市でつくった昭和48年にできた組織で、当
時、土地開発が進行する中で、長野道ですとか、空港のジェット化だとか、
いろいろな中で乱開発が進んで、優良農地を守るため、農村の秩序ある開
発を促進するため、あと農地の流動化も促進というようなことでできた組
織でございます。
近年は、農畜産物の消費拡大、宣伝なんかにも力を入れてきた組織であり
ますが、時代とともに消費宣伝もやってみたけれども、一過性でお祭りで
終わってしまうようなところがあったり、近年、市とJAの販売促進に関
する考え方のずれが大分目立ってきているとか、あるいは流動化の関係も、
国で新しく農地中間管理事業ができてきたとか、いろいろな時代の流れの
中で、一定の役割を終えたということで理事会の中で結論が出されました。
あづみ農協管内の農業委員さんは違いますけれども、ハイランド農協管内
の農業委員さんは関係しており、一般会員ということになっているんです
が、理事会の方針としては解散ということで、3月17日に解散総会を予
定しております。
また、その解散総会では、皆さんまた対応をお願いすることになろうかと
思いますが、よろしくをお願いします。
方向性としては、財産はそれぞれの出資割合に応じて、また譲渡するとい
うことでございますが、ハイランドのほうにつきましては、社会福祉法人
松本ハイランドのほうに、市の出資分は松本市に戻すとういような、そん

な財産整理になろうかと思っておりますので、ご承知おきいただければと思っております。

当面の予定としましては、1月の予定でございます。

1月22日は、農地転用現地調査ということで、丸山茂実委員と岩垂委員ということでございますが、また調整等お願いしたいと思っております。

先ほどもありましたとおり、1月29日は、この日はちょっといろいろな会議があって、再生協ですとか農振協議会もあります。それから、総会の前に研修会を予定していて、研修会が終わった後、総会ということで、今のところ研修会はこの大会議室でやって、総会は向こうの建物の議員協議会室でやるというような仕分けを予定してございます。

新年会（予定）と書いております。桜家のほうを予約は取っておりますが、今の状況だと、なかなか厳しいのかなと考えております。いずれにしても、開催については、また後日、連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

最初に、松本農業農村支援センターから情報提供をお願いいたします。

小川補佐、お願いいたします。

小川（松本農業農村支援センター） それでは、別冊をご覧くださいと思っております。

二、三おつなぎさせていただければと思っております。

最初に、1ページから2ページ、3、4のあたりなんですけれども、やはり前回もちょっと懸念しておりました鳥インフルの関係なんですけれども、1ページのところには、野鳥の生息域において、隣県の新潟県でも検出ということで、12月22日に情報がでておったんですけれども、昨日の12月24日なんですけれども、千葉県で関東初発生ということで、大変大きなニュースになっております。

詳細は3ページ、4ページに書いてございますけれども、やはり長野県内でも非常に警戒を強めているというようなことで、松本管内でも松本家畜保健衛生所を中心に警戒中ということでございます。

現状は、石灰等の配付等を行っているんですけれども、またお正月休みの中で発生する可能性もあるということで、また警戒を引き続き行っていくというような状況になっておりますので、ご承知おきいただければと思っております。

それと、5ページなんですけれども、こちらのほうも最近のニュースの中でちょっと心配な部分なんですけれども、こちらのほうは松本地域の2週間予報のデータなんですけれども、30、31日頃、大分寒い日になりそうだというようなことで、30日水曜日につきましては、最低気温マイナス5度、31日にはマイナス8度というふうな今、情報が出ておまして、2周目の予報、マイナス6度が5日まで続くような状況になっております。

ので、また寒波に伴う大雪ですとか、凍害等にもご留意いただければと思っています。

6 ページのところは1 か月予報ですけれども、やはり特に注意を要する事項の中でも、かなり低くなるというような情報が、これも12月24日の昨日の発表の中身なんですけれども、やはり出ておりますので、ご留意いただければと思っております。

7 ページ、8 ページが被害防止対策についてということで、県庁のほうで出されているものです。またご覧いただければと思っております。

それと、10 ページからなんですけれども、管内におけるスマート農業の普及状況についてというふうな資料を掲載させていただきました。12月3日に松本地区の水田作検討会というものがございまして、そちらの検討会の一部資料なんですけれども、もう少しこれから充実させて、冊子にしていきたいと思っておりますけれども、注目される技術で、それぞれ管内の農業者の皆様方にご足労いただきましたような内容が掲載されておりますので、またこちらのほうはご覧いただければと思っております。

以上なんですけれども、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、事務局から連絡事業をお願いいたします。

高橋主査。

高橋主査

お疲れさまです。

毎月、私のほからこの農業委員会記録セットについてなんですけれども、今、机の上に皆様の分、来年度分ですけれども、お配りしてあります。毎月お忙しい中にもかかわらず、この記録をお願いして、提出していただいているんですけれども、この農地利用最適化交付金という交付金の算定、金額を決めるそのための資料となるものですので、どうしても提出のほう必要になってきます。今後ともご協力のほうをお願いしたいと思います。

それで、農地利用最適化交付金についてなんですけれども、この交付金は地域の農地利用の最適化を進めるためにつくられた交付金です。そんな中で、皆様の活動、求められている活動というものは、具体的には、ちょっとこの17ページをご覧いただきたいんですけれども、ここ、太字で囲ってあるところ、真ん中辺のところ、2つ枠があって、太字で囲まれていると思うんですけれども、この担い手への農地の集積・集約化と、あと新規就農・新規参入の促進、この活動が農地利用最適化の活動ということで、この活動をぜひ進めていただきたいということでつくられている交付金になります。

この活動をする、この太字でくくられている活動をする多分一番高い金額、月額7,000円が交付されるという形になっておりますので、ぜひこちらの活動をなるべくしていただくようお願いしたいと思います。

提出については、毎月いつもこの総会時に出していただくようお願いしておりますけれども、推進委員さん等出席されない方もいらっしゃいます

ので、翌月の5日までに事務局のほうへ出していただくようお願いいたします。

それで、この活動記録簿をつける際に、ちょっと忘れてしまいがちな部分が1点あります。裏面の記載になります。裏面については、農地利用の意向把握の取組を行った場合や地域の話合いに参加した場合に記入をお願いしています。

今月提出をお願いしている農地利用最適化の進捗状況共有シート、これ、3か月に一度皆様に提出をお願いしていると思うんですけども、この裏面を書いていただくと、そちらの提出必要ありませんので、ぜひこちらの裏面を活用していただけて提出していただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長

板花補佐。

板花局長補佐

議案と一緒にこういうようなものを、松本市農林業振興条例の一部改正骨子案に対するご意見をお寄せくださいというようなものを同封させていただきました。こちらにつきましては、議会事務局のほうから、今、パブリックコメントを募集しているから、ぜひご意見をお寄せくださいと。来年の1月11日まで募集していますよということで、再度ご案内してくださいということで依頼がありました。

先月もちらっと触れたんですが、議会主導で松本市農林業振興条例を一部改正しようとする動きがあります。それで、発端となったのは、一昨年、平成30年にうちから出した農業委員会の意見書でスマート農業にちょっと触れたんですけども、議会としても、この取組はさらに進める必要があると考えていて、今回、その条例改正、議会主導での改正の動きということにつながっております。

うちの役員と議会の中の経済地域委員会の4人の委員の方と11月27日にも意見交換を行ったところでありまして、議会側としては、条例に位置づけることを突破口にして、さらに農林業を振興したいという考えがあります。

具体的には、ここの骨子案、1ページ裏にいろいろ骨子案があるんですが、一番下のところに(1)、(2)、(3)、(4)というふうなことで、まず条例の条文の中にスマート農林業を推進する旨の規定を追加するということ。それから、2つ目は、スマート農林業の推進に当たっては、その課題を十分に踏まえるという規定を追加。(3)としては、議会に取組状況の報告を義務づけて、これを公表する旨の規定を追加する。それから、(4)として、施行して5年後に内容の見直しをするというふうな中身になっております。

これに対して、ぜひいろいろな意見をお寄せくださいということで、議会事務局のほうから再度周知して、委員さん自ら、あるいは周りの方にもこういう取組をやっているから、ぜひ意見出してねということ呼びかけて

くださいということでありましたので、ご案内をいたします。よろしくお願ひいたします。

あと、最後ですが、本日の資料を持ち帰っていただいて、今日カレンダーもお配りしておりますし、ちょっと何かと荷物多いんですけども、欠席の推進委員の方等におつなぎいただければと思います。

最後、農地法の申請書類原本は机の上にそのまま置いてお帰りください。

あと、駐車券の処理等もありますので、お声がけをお願いいたします。

以上でございます。

議長 その他でございますが、全体を通して委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いいたします。

中川委員。

中川農業委員 時間が押している中、すみません。申し訳ありません。

今、高橋さんのお話の中で、委員に求められているものというようなお話があったんですが、ちょっと事務局、教えてください。3年前に農業委員会法というのが改正されて、それを受けて、今、農業委員と推進委員が置かれているわけじゃないですか。その中で、いろいろやるべきことっていうのが規定されているわけで、それで来年度にまた農業委員会法が改正されるという話じゃないですか。どう改正されるのかというのが知りたいんですね。

というのは、次の農業委員とか推進委員が、もう来期に代わるわけですから、この次の代によりどういう部分が求められていくのかというところが、来年度にまた改正予定の農業委員会法で規定されると思うんですけども、じゃどういうふうにもう改正されるのか。今何か分かっているようなところがあれば、ちょっと教えていただきたいんですが。

議長 板花補佐。

板花局長補佐 農業委員会法がまた改正されるという話は、まだ事務局としては聞いてなくて、国のほうで農業委員会法が変わってそろそろ5年たつもんですから、中身の見直しを始めるというふうなことは聞いてはいるんですけども、再度改正するという話はまだ聞いたことはないですね。

中川農業委員 どう見直しされるのか。

板花局長補佐 見直しという話も、ちょっとまだ聞いてはいないんですが。

中川農業委員 すみません、来年度には農業委員会法の5年の見直しを控えておりって書いてあるので、じゃどう変わるのかなという。

議長 ちょっとまだあれですか。情報が入りましたらということでもいいですかね。

そういうことで……

板花局長補佐 どう見直されるかということについては、まだ何の情報もないもので、来年の8月に委員改選あるんですけれども、その時点で見直しがあるということではないと思いますので、まだ先の話だと思います。

議長 いいですかね。
その他、ほかにありますかね。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
以上で本日の案件は全て終了いたしました。
円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。
これで議長を退任させていただきます。ありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 14番 _____

議事録署名人 15番 _____